

## 綾部市婚活支援事業費補助金の概要

綾部市では、結婚を望む人への多様な出会いの場を提供するための事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

### ○補助対象者（補助金の交付の対象となる方）

- ♥ 市内に事務所等を有する公共的団体
- ♥ 本事業を実施する実行委員会等の団体
- ♥ その他市長が適当と認める団体



### ○補助対象事業（補助金の交付の対象となる事業）

- ♥ 独身者の出会いの場を提供するための交流会
- ♥ 結婚を推進するための講演会 等

- ♥ 18歳以上の独身者を対象とすること。
- ♥ 市内に居住し、又は勤務する者が6人以上参加することを目標に募集すること。
- ♥ 広報活動等を通じて一般から広く参加者を募集すること。
- ♥ 原則として、市内の施設等を会場とすること。
- ♥ 補助金の交付を受けようとする会計年度の3月末日までに実施すること。

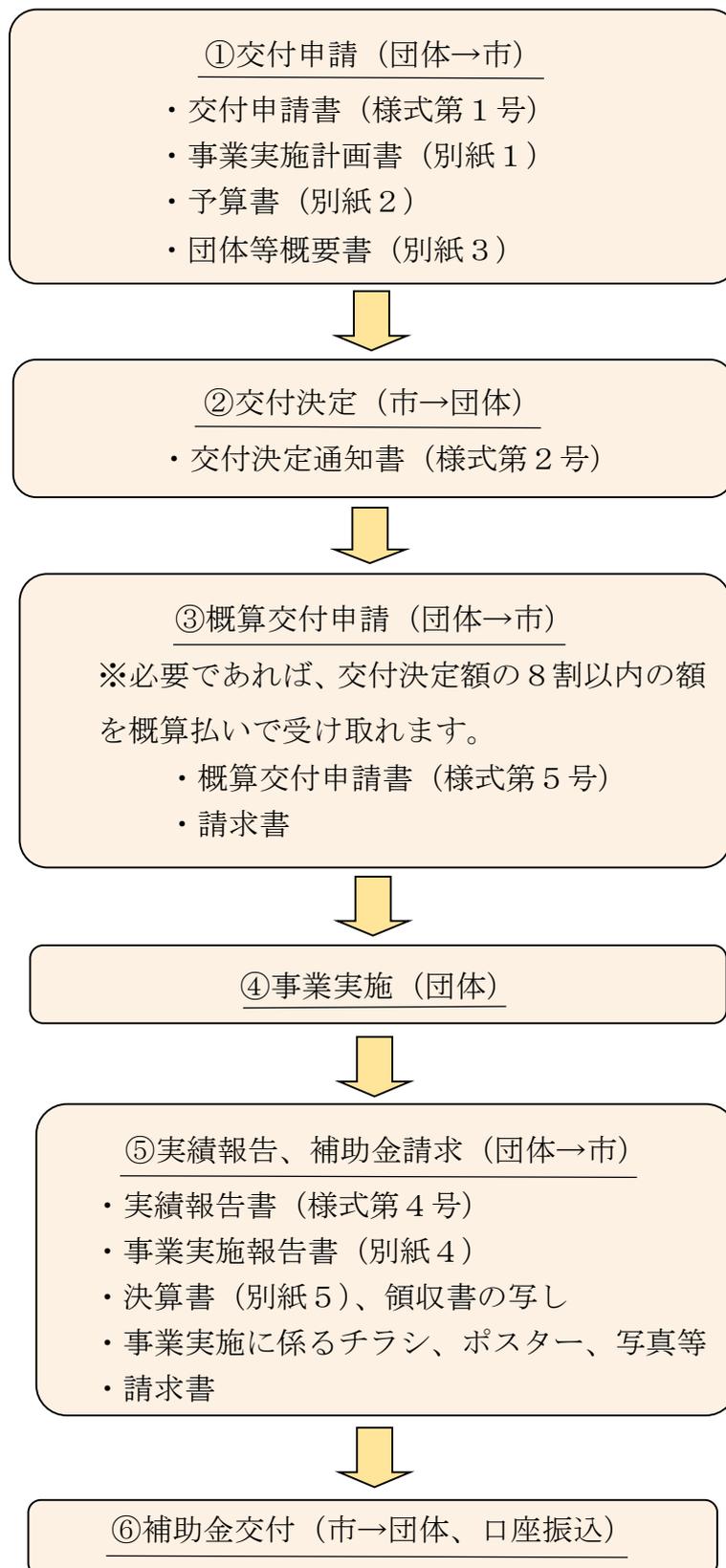
### ○補助金の額等

- ♥ 1回の開催につき10万円を、1年度につき25万円を限度とします。
- ♥ 補助対象となる経費  
報償費・消耗品費・燃料費・印刷製本費・通信費・広告料・保険料・使用料及び賃借料など

### ○その他

- ♥ 飲食、団体に属する者に対する謝礼又は使用料、団体の運営に係る経常的な経費又は人件費は補助対象外経費とします。
- ♥ 補助対象経費からその他の収入額を控除した額を補助します。
- ♥ 営利を目的とする事業又は国や府の補助金の交付を受ける事業は補助対象外とします。

○手続きの流れ ※申請前から市民協働課にご相談をお願いします。



〔担当〕 綾部市役所 市民協働課

電話 : 0773 - 42 - 4248 (直通)      ファクス : 0773 - 42 - 4406

メールアドレス : siminkyodo@city.ayabe.lg.jp